

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。以下同じ。）</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券（ロに掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び第八条第二号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 外国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 ロに掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び第八条第二号に掲げる有価証券をいう。</p>

- ロ 特定内国資産流動化証券（法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
- ハ 外国資産流動化証券（第八条第四号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
- ニ 特定外国資産流動化証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
- 三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
 - ロ 外国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
- 四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）
 - ロ 外国信託受益証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
- 四の二 信託社債券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国信託社債券（第八条第一号に掲げるものをいう。以下同じ。）

- ロ 特定内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。
- ハ 外国資産流動化証券 第八条第四号に掲げる有価証券をいう。
- ニ 特定外国資産流動化証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。
- 三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。
 - ロ 外国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。
- 四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国信託受益証券 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。以下同じ。）をいう。
 - ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。
- 四の二 信託社債券 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国信託社債券 第八条第一号に掲げるものをいう。

- 外国信託社債券（第八条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）
- 四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。
- イ 内国抵当証券（法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
- 外国抵当証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
- 四の四（略）
- 五 信託受益権 次に掲げるものをいう。
- イ 内国信託受益権（法第二条第一項第一号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。）
- 外国信託受益権（法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。）
- 五の二 内国^{有価証券投資事業権利等}（法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。）

- 外国信託社債券 第八条第三号に掲げるものをいう。
- 四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。
- イ 内国抵当証券 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。
- 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。
- 四の四（略）
- 五 信託受益権 次に掲げるものをいう。
- イ 内国信託受益権 法第二条第一項第一号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に掲げる有価証券投資事業権利等をいう。ロ並びに次号イ及びロ並びに第二十三条において同じ。）に該当するものをいう。
- 外国信託受益権 法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。
- 五の二 有価証券投資事業権利等 次に掲げるものをいう。
- イ 内国^{有価証券投資事業権利等}（法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。）
- 外国^{有価証券投資事業権利等}（法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。）

五の三 外国有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。

六・六の二 (略)

七 内国特定有価証券 第二号の二、第三号イ及びロ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ並びに第五号の二に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券(内国法人が発行者であるものに限る。)をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号八及び二、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の三に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券(外国の者が発行者であるものに限る。)をいう。

九〇九の四 (略)

九の五 組合等財産 内国[〔]有価証券投資事業権利等又は外国有価証券投資事業権利等の発行者が当該内国[〕]有価証券投資事業権利等又は当該外国有価証券投資事業権利等に係る事業のために管理、運用又は処分する財産をいう。

十〇二十九 (略)

(特定現物出資)

るものをいう。

(新設)

六・六の二 (略)

七 内国特定有価証券 第二号の二、第三号イ及びロ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ並びに第五号の二に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券(内国法人が発行者であるものに限る。)をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号八及び二、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券(外国の者が発行者であるものに限る。)をいう。

九〇九の四 (略)

(新設)

十〇二十九 (略)

(法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資)

第一条の三 令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類

イ 定款、約款若しくは規約若しくは信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。以下

対象事業の範囲）

第一条の三 令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議若しくは組合員総会の決議があつた場合における当該

同じ。）、の決議、投資主総会（同法第八十九条第一項に規定する投資主総会をいう。以下同じ。）の決議若しくは組合員等（組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）を締結した組合員、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）を締結した営業者、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）を締結した無限責任組合員若しくは有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）を締結した組合員又はこれらに類する者をいう。第二十五条第二項第三号において同じ。）の決定があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員等の決定があつたことを証する書面の写し又はこれらに類する書面

八 ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産、特定信託財産若しくは組合等財産（第二十九条において「ファンド等」と総称する。）に関し業務上密接な関係を有する法人（当該有価証券届出書の提出者が令第二十七条第二号イ又はロに規定する投資法人である場合にあつては、特定関係法人（当該投資法人の資産運用会社（投資信託及

役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書面

八 ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面（当該締結した契約又は当該締結しようとする契約の主要な内容が当該有価証券届出書に記載さ

び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下八において同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の七で定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。）を含む。以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面（当該締結した契約又は当該締結しようとする契約の主要な内容が当該有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

二・ホ（略）

二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〜二（略）

ホ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説

れている場合を除く。）

二・ホ（略）

二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〜二（略）

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

明した書面

四〇六 (略)

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〇八 (略)

二 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。)の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一・二 (略)

三 内国投資証券 次に掲げる事項

イ〇八 (略)

四〇六 (略)

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〇八 (略)

二 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一・二 (略)

三 内国投資証券

イ〇八 (略)

四 外国投資証券 次に掲げる事項

イ 二 (略)

五 (略)

六 外国資産流動化証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七 (略)

八 外国資産信託流動化受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

九 (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外

国貸付債権信託受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 (略)

十四 外国有価証券投資事業権利等 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十五・十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において

四 外国投資証券

イ 二 (略)

五 (略)

六 外国資産流動化証券

イ・ロ (略)

七 (略)

八 外国資産信託流動化受益証券

イ・ロ (略)

九 (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外

国貸付債権信託受益証券

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券

イ・ロ (略)

十三 (略)

十四 外国有価証券投資事業権利等

イ・ロ (略)

十五・十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 (略)
- 二 外国投資信託受益証券 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 三 (略)
- 四 外国投資証券 次に掲げる事項
イ・ロ (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 発行登録目論見書 次に掲げる事項
イ〜ト (略)
 - 二 発行登録仮目論見書 次に掲げる事項
イ〜ハ (略)
 - 三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 2 (略)

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 (略)
- 二 外国投資信託受益証券
イ・ロ (略)
- 三 (略)
- 四 外国投資証券
イ・ロ (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 発行登録目論見書
イ〜ト (略)
 - 二 発行登録仮目論見書
イ〜ハ (略)
 - 三 発行登録追補目論見書
イ・ロ (略)
- 2 (略)

(少数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)
に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定有価証券が第一条第五号から第五号の三までのいずれかに掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法

(少数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)
に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法

た場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員等の決定があつたことを証する書面の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イチ (略)

リ 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 (略)

5〇7 (略)

つた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イチ (略)

リ 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第三号に掲げる権利に限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第五号に掲げる権利に限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 (略)

5〇7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。)又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。)が掲げられているとき。

三 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。)(第一条第一項に規定する財務諸表をいう。同号において同じ。)(又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。))が掲げられているとき。

三 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき

書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

- 一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ（略）
- 二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類
イ〜二（略）
- 三 内国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ（略）
- 四 外国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類
イ〜八（略）
- 五 内国資産信託流動化受益証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ（略）
- 六 外国資産信託流動化受益証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ（略）
- 七 内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者 次に掲げる

書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

- 一 内国投資信託証券の発行者
イ・ロ（略）
- 二 外国投資信託証券の発行者
イ〜二（略）
- 三 内国資産流動化証券の発行者
イ・ロ（略）
- 四 外国資産流動化証券の発行者
イ〜八（略）
- 五 内国資産信託流動化受益証券の発行者
イ・ロ（略）
- 六 外国資産信託流動化受益証券の発行者
イ・ロ（略）
- 七 内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者

書類

イ〜ハ (略)

八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

九 内国信託社債券の発行者 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

十・十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十三 外国貸付債権信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十四 (略)

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項の規定により特定有価証券の

イ〜ハ (略)

八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者

イ〜ハ (略)

九 内国信託社債券の発行者

イ〜ハ (略)

十・十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者

イ・ロ (略)

十三 外国貸付債権信託受益証券の発行者

イ・ロ (略)

十四 (略)

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者

イ・ロ (略)

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者

イ・ロ (略)

十七 特定預託証券の発行者

イ・ロ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項の規定により特定有価証券の

発行者が臨時報告書を提出すべき場合として内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合（同項第十号又は第十三号に掲げる場合にあつては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。）の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。）とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三

発行者が臨時報告書を提出すべき場合として内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三

項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項

イ ト (略)

二 主要な関係法人の異動（関係法人であつた法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかつた法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があつた場合（当該主要な関係法人の異動がその業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該主要な関係法人の異動の年月日

項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イ ト (略)

二 主要な関係法人の異動（関係法人であつた法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかつた法人が関係法人になることをいう。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動の年月日

八 当該主要な関係法人の異動の決定又は当該主要な関係法人の異動に至つた理由

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があつた場合（当該変更があつたことを次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ・ロ（略）

四（略）

五 当該特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額）控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）
イ 当該重要な災害の発生年月日 次に掲げる事項

（新設）

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があつた場合

イ・ロ（略）

四（略）

（新設）

- ロ 当該重要な災害が発生した場合
- ハ 当該重要な災害により被害を受けた資産（有価証券を除く。）の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額
- 二 当該重要な災害による被害が当該ファンド等の管理、運用又は処分に及ぼす影響
- 六 当該発行者若しくはその主要な関係法人（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に限る。以下この号において同じ。）に対し訴訟（同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る訴訟に限る。以下この号において同じ。）が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額（同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る損害賠償請求金額に限る。以下この号において同じ。）が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくはその主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額（同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る損害賠償支払金額に限る。以下この号において同じ。）が、当該ファンド等の最近特定期間の

（新設）

末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合に次に掲げる事項

イ 当該訴訟の提起があった年月日

ロ 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ 当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

(1) 訴訟の解決があった年月日

(2) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

- 七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第四百七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項
- イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げる事項

（新設）

-
- (1) 商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針
- (2) 最近三年間に終了した各特定期間の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益
- (3) 主要投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資主のうち、所有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号及び次号において同じ。）の数の多い順に五名をいう。以下この号及び次号において同じ。）の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。次号イ(3)において同じ。）の総数に占める当該主要投資主の所有投資口数の割合
- (4) 当該発行者との間の資本関係、人的関係及び取引関係
- ロ 当該吸収合併の目的
- ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅法人（投資信託及び投資法人に関する法律第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。）となる投資法人の投資口一口に割り当てられる吸収合併存続法人（同号に規定する吸収合併存続法人をいう。ホにおいて同じ。）となる投資法人の投資口の数又は金銭の額（ニにおいて「吸収合併に係る割当ての内容」という。）その他の吸収合併契約の内容
- ニ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠（当該発行者又は当該吸収合併の相手方となる投資法人以外の者が当該吸収合
-

併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該発行者が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。)

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続法人となる投資法人の商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針

ハ 新設合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下この号において同じ。）に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項

イ 当該新設合併における当該発行者以外の新設合併消滅法人（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）となる投資法人についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針

(2) 最近三年間に終了した各特定期間の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 主要投資主の氏名又は名称及び発行済投資口の総数に占める当該主要投資主の所有投資口数の割合

(4) 当該発行者との間の資本関係、人的関係及び取引関係
ロ 当該新設合併の目的

(新設)

- 八 当該新設合併の方法、新設合併消滅法人となる投資法人の投資口一口に割り当てられる新設合併設立法人（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。ホにおいて同じ。）となる法人の投資口の数又は金銭の額（二において「新設合併に係る割当ての内容」という。）その他の新設合併契約の内容
- 二 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（当該発行者又は当該発行者以外の新設合併消滅法人となる投資法人以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該発行者が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）
- ホ 当該新設合併の後の新設合併設立法人となる投資法人の商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針
- 九 ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。）について、当該発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場合次に掲げる事項
- イ 当該併合に係る各ファンドの名称
- ロ 当該併合後のファンドの名称

（新設）

-
- 八 当該併合の内容及び理由
- 二 当該併合がその効力を生ずる日
- ホ 当該併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
- 十 当該発行者、その主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託（外国において外国の法令に基づいて設定された信託を含む。第十三号において同じ。）に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実（以下この号及び次号において「破産手続開始の申立て等」という。）があつた場合、次に掲げる事項
- イ 当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産手続開始の申立て等を行った者が当該発行者である場合を除く。）
- ロ 当該破産手続開始の申立て等を行った年月日
- ハ 当該破産手続開始の申立て等に至つた経緯
- ニ 当該破産手続開始の申立て等の内容
- 十一 当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する債
-

（新設）

（新設）

- 権に係る債務を負っている者。以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、賃料、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合、次に掲げる事項
- イ 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）
 - ロ 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日
 - ハ 当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額
 - ニ 当該事実が当該ファンド等の管理、運用又は処分に及ぼす影響
 - 十二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の五連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益）一の

（新設）

連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限る。）をいう。（）の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。（）が発生した場合 次に掲げる事項

イ 当該事象の発生年月日

ロ 当該事象の内容

ハ 当該事象の損益に与える影響額

十三 特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、その主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政官庁による法令に基づく処分（外国の法令に基づく処分を含む。以下この号において同じ。）があつた場合 次に掲げる事項

イ 当該処分の年月日

ロ 当該発行者、その主要な関係法人又は当該信託及び当該処分を行った行政官庁の名称

ハ 当該処分の内容

ニ 当該処分が当該ファンド等の管理、運用又は処分に与える

影響

十四 当該発行者の解散（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券を発行する場合にあつては、当該特定有価証券に係る信託の終了。以下この号において「解散等」という。）

（新設）

（新設）

又は当該解散等の原因となる事項が、その業務執行等決定機関により決定された場合（第七号若しくは第八号の承認又は第九号の届出に係る決定が行われた場合を除く。） 次に掲げる事項

イ 当該発行者又は当該ファンド等の解散等の年月日

ロ 当該解散等に係る決定に至った理由

ハ 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

3・4 (略)

5 第二項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

5 第一項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(17) (略) (18) 投資法人の仕組み a (略) b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式及び第十号の三様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人(令第二十七条第二号イ又はロに規定する投資法人の資産運用会社の親会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下bにおいて同じ。))又は当該資産運用会社の利害関係人等(投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下この様式及び第十号の三様式において同じ。))のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第五十五条の七で定める基準に該当するものに限る。)を行い、若しくは行なった法人をいう。以下b及び第十号の三様式において同じ。))等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)(特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行なった法人である旨)について分かりやすく記載すること。</p> <p>(19)～(77) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(17) (略) (18) 投資法人の仕組み a (略) b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。))の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。</p> <p>(19)～(77) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a~e (略) f この様式中「組合等」とは、民法に規定する組合(同法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。)、匿名組合(商法第 535 条によって成立する組合をいう。)、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。)、社団法人その他の出資対象事業(法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するものをいう。)を行う者をいう。</p> <p>g (略) (2)~(63) (略)</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a~e (略) f この様式中「組合等」とは、民法(明治 29 年法律第 89 号)に規定する組合(民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。)、匿名組合(商法(明治 32 年法律第 48 号)第 535 条によって成立する組合をいう。)、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号)第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。)、社団法人その他の出資対象事業(法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するものをいう。)を行う者をいう。</p> <p>g (略) (2)~(63) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (11) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (11) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものに ついては記載を要しない。</u> b (略) (11) (略)</p>	<p>第七号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (11) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (10)~(16) (略)</p>	<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (10)~(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (10)~(16) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (10)~(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (7) (略)</p>	<p>第八号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (7) (略)</p>	<p>第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (6) (略)</p>	<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (4)~(14) (略)</p>	<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (4)~(14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、<u>臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>第十号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(9) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(5) (略) (6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに特定関係法人の異動(特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。)があった場合には、<u>新たな特定関係法人の名称、当該特定関係法人が、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行った法人である旨、資本金の額及び事業の内容を記載すること。</u> b 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> c a及びb以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。 (7)~(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(5) (略) (6) その他 (新設)</p> <p>a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。 (7)~(19) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(6) (略) (7) その他 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</p> <p>(8) その他 半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</p>	<p>第十一号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(6) (略) (7) その他 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(8) その他 半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、<u>臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (10) (略) (11) その他 半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、<u>臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p>	<p>第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(8) (略) (9) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (10) (略) (11) その他 半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、<u>臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (9) (略) (10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、<u>臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p>	<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (9) (略) (10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (5)~(14) (略)</p>	<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (5)~(14) (略)</p>

